

審査委員から頂いたコメント等の管理票

令和4年6月10日
原子力規制庁

これまで審査委員から頂いたコメント等について、次のとおり分類、整理しました。

- (1) 第52回技術情報検討会に関するもの

(1) 第52回技術情報検討会に関するもの

NO.	委員名／ 所属審査会	審議会 議題	審査委員からのコメント	対応状況
11 炉基 5 燃基- 1	村松委員／ 炉安審	11 炉基部会・5 燃基部会 2. 国内外で発生 した事故・トラ ブル及び海外の 規制動向に係る 情報の収集・分 析を踏まえた対 応について	<p>資料 52-2-1 「火災時安全停止回路解析に関わる米国事業者事象報告書の調査への対応方針(案)」に関するコメントをお送りします。</p> <p>これは、同資料に記載された調査予定のうち次の2項目に関連する要望です。</p> <p><要望の内容></p> <p>資料 52-2-1 に示された調査項目のうち、</p> <p>3 関連する NRC の審査及び検査制度についての文献調査</p> <p>4 火災防護関連の検査について、NRC へ検査官等を派遣し情報収集</p> <p>の2件について、もし可能でしたら、次のような課題意識を盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>(1) 地震・津波随伴の電気回路関連火災（ホットショート及び HEAF を含む）を考慮した PRA（またはマージン法を用いたストレステスト等、基準地震動を超える場合の火災リスクを分析できる手法を用いた評価）は規制上の要求または推奨事項になっているか？ いるとすれば、PRA かマージン法的なものか？ 要求/推奨する理由は何か？ PRA に限定しないとすれば、その理由は何か。限定するとすればその理由は何か？</p> <p>(2) そのような評価から得られた安全確保上有益な情報の例にはどのようなものがあるか？</p> <p><理由></p> <p>我が国では中越沖地震、東北地方太平洋沖地震の2回、火災が発生しているので、地震起因火災のリスクについては関心の持たれるところです。火災リスクについては、米国が先行しているので、火災リスク及び地震起因火災リスクがリスク全体の中でどの程度重要かについて NRC の認識を知ることが、米国と我が国では地震ハザードのレベルが違うという点がありますが、そうであっても、リスク評価においてどのような点を重視すべきかという資源配分の参考として我が国にも有益と考えます。</p> <p>なお、これは、調査において考慮していただきたいという要望であり、次回の炉安審で議論するテーマに入れてくださいという意味ではありません。調査で有益な情報が得られたときに、炉安審でも話題にいただければありがたく存じます。</p>	基本部会 (R4. 6. 10) 資料 3-1 参照